

[リサーチレビュー]

[2011 Vol1 No1]

[保険医学総合研究所]

[2011年1月]

[目次]

巻頭言

リサーチレビュー発行にあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

研究報告 1

生保約款における不慮の事故の定義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

消費者向け研究報告解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

巻頭言

このたび、当研究所における研究結果をリサーチレビューという報告書にまとめ、発行する運びとなりました。研究所のホームページでも説明させていただいているとおり保険実務家から消費者向けの情報公開は充分ではありません。これまで実務家の議論は、会社の内部あるいは生命保険業界内のものが中心でした。更に保険に関する研究者の議論や発表場所も限られており、消費者が耳にする機会も少なく議論の内容もわかりづらい専門的、学際的なものでした。これらの研究者の研究も保険実務から遊離したものが多く保険実務に参考となるものも限られています。

これらの諸事情を考えると、実務に即した研究の場と情報発信の場として当研究所がその役割を任じたいと考えたからです。保険販売を目的とした偏った情報発信や専門的過ぎる学者の報告とはことなり、保険会社とは独立したスタンスで実務家の視点と消費者に理解していただく視点を中心に情報発信していきたいと考えております。

勿論、保険学を研究されている研究者にとっても保険実務を知りえる場として活用していただけるものと考えています。また保険業界を目指す方のために学生時代から当研究所の研究に参加していただき保険業の一端を理解していただける場になれば幸いです。

今後とも消費者の正しい理解に支えられ生命保険業が健全に発展していけることを研究所の設立、そしてリサーチレビューの発行に際し切望するものです。

研究報告 1

生保約款における不慮の事故の定義について

報告者 野口正孝

○災害約款について

生命保険約款において、不慮の事故の定義を昭和 58 年以降つぎのように規定していた。

「対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)」であるとともに、「昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、『厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版』によるものとします」という構成である。

分類提要の内容は、「1.鉄道事故 E800～E807 2.自動車交通事故 E810～E819
3.自動車非交通事故 E820～E825 4.その他の道路交通機関事故 E826～
E829・・・」と基本分類表番号と分類項目が表示されている。

すなわち、生保の災害関係特約における不慮の事故の要件は、(1)急激性、(2)偶発性、(3)外来性という不慮の事故の3要素に加えて、(4)当該事故が行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目(以下「分類提要」と省略する。)に該当することが必要とされている。

○分類提要を採用した理由

生命保険会社が「不慮の事故」の定義に死因統計分類提要を採用したのは、それが権威ある分類であることによるが、最大の理由は、その詳細な分類体系が約款の補注の機能を果たし、不慮の事故の解釈について微妙になったときのひとつの指標として活用されることを期待したものである。

○分類提要の問題点

約款中の別表は、次の例のように、分類提要の「損傷および中毒の外因の補助分類(E分類)」から生保会社が不慮の事故として認めない項目を除き、除外項目については一部但書きを加筆して作成されている。

「8.医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 E860～E869

ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。

14.自然および環境要因による不慮の事故 E900～E909

ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。

16.その他の不慮の事故

ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。」

しかし、これについては、次のような問題がある。

もともと統計分類上の用語が用いられているので、不慮の事故の定義として読もうとすると、論理的にはおかしい表現が混入しているという課題がある。また、難解な用語や「その他」という用語が用いられており、一見して理解しづらい面がある。

また、別表非搭載の部分もあるが、昭和54年版の分類提要であり、契約者が容易にアクセスし難いという課題もあった。したがって、結局は、不慮の事故の3要素に回帰せざるを得ないのではないかと思われる。

○裁判例

静岡地裁平成7年4月28日判決によれば、原告は、「分類提要は一般人に周知されているものではなく、また保険約款を読む限りでは、分類提要に「不慮か故意か決定されない損傷」という項目があり、それが不慮の事故として約款に所定のものから除外されていることは、予見、推知し得ないとして、「不慮か故意か決定されない損傷」という分類項目の存することを根拠に、被保険者の死亡が故意によるものではないことを保険金請求権者側の立証責任事項とするのは不当であると主張する。しかし、行政管理庁告示及び分類提要ともに公刊物に掲載されていて、その調査はさして困難であるものとはいえないのみならず、被保険者の死亡事故がその故意による場合には保険金請求権が存在しないこと自体は、右のとおり、保険約款上明らかにされているところであるから、当該事故が被保険者の故意によるか否かについての立証責任の所在についての判断において、行政管理庁及び分類提要の記載を考慮したとしても、これが不当とはいえない。」と判示している。

判決は、分類提要にもとづいた別表の問題点について立証責任の転嫁を図ろうとする原告の主張は否定しているが、別表自体を積極的に肯定しているものとは言いがたいようである。

○別表についての検討

この別表を用いた定義について学説は、その意義は肯定するものの次のように述べている。「…しかし、約款では保険事故に該当する分類提要の項目番号は記載されているが、その詳細は大部の書物である分類提要自体を見なければわからず、このように約款自体ではわからないような保険事故の限定の仕方は約款のあり方として問題があるとかねてより批判のあるところであり、約款の透明性という近時強調される観点からは一層問題視されるべきものである」(山下「保険法」p. 449)

この点、不慮の事故の定義を別表だけで規定したとすれば問題は深刻だが、三要素での定義の補足的かつ事例としての列記であるから、解釈基準を明確にする趣旨であれば是認されるべきということもできる。

このような状況のもとで、不慮の事故の定義規定の見直しについては、各社とも水面下で検討を続けてきたものと思われる。しかしながら、昭和58年に作られた従来の分類提要による不慮の事故の定義は、生命保険協会でも検討され、各社がそのモデル案を採用した経緯があったのに対し、現在では不慮の事故の定義規定の見直しを行うとしても、各社独自に検討せざるを得ない実情があり¹、約款の改定には消極的にならざるを得ない状況にあるものと思われる。

そのような中で、平成22年4月に保険法が施行され、各社とも保険法に対応する約款改定を行っているが、その改定と同時に、不慮の事故の定義規定の見直しを行った会社が数社ある。²

○損保の約款

損保の傷害保険における不慮の事故の定義は、いたって簡単な規定になっている。不慮の事故の3要素による定義に中毒症状による不慮の事故を加える形で定義されている。

すなわち、次のような規定である。

- (1) 被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶発的な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

○生保の改定約款

保険法対応とともに不慮の事故の定義を改定した生命保険会社の約款の例を紹介する。

不慮の事故の3要素によって定義しているが、その3要素である(1)急激性、(2)偶発性、(3)外来性のそれぞれについて説明を加えている。また、従来の約款では別表中で除外されていたものを別途、除外事項として規定している。

<不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義>

第2条 この保険契約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。

2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。

¹ コンプライアンス意識の高まりから、独占禁止法に配慮した対応となっている。

² 住友生命、アメリカンファミリー生命の2社

(1) 急激

傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。

(2) 偶発

傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

- 3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
- 4 この保険契約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。
- (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
 - (2) 外用薬もしくは薬物接触、洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。
 - (3) 被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - (4) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物もしくはその他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - (5) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渇は除きます。
 - (6) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、詳細不明の環境的原因によるものおよび無重力環境への長期滞在・騒音暴露・振動は除きます。

○最後に

不慮の事故の定義については、別表方式の課題の解決のために約款の改定をした生保会社が現れたのは、約款の平明化の観点で評価されるべきであろう。

しかし、従来の不慮の事故の概念との相違が生じないようにするために、分類提要の表現を使わざるを得ない部分もあり、やや難解な用語をそのまま使用している部分もある。

また、理想は損保の約款のようにシンプルな定義が望ましいが、生命保険の定義では除外規定が残っており、若干複雑な構成になっている。これは、生命保険は定額保険であり、過失と偶発性が競合した場合や、疾病と外因が競合した場合などの微妙な場合にも、不慮の事故に該当するか否かのどちらかの判断をとらざるを得ない以上、境界域について定義規定が必要になってくると思われる。

各社ともいろいろ制約はあると思われるが、今後さらなるわかりやすい約款規定を目指す会社の出現に期待したい。

文研事例レポート73 不慮の事故と約款引用の「分類提要」の拘束力

中西「生命保険契約の傷害特約概念」

岡田智司「約款別表の解釈と実務の問題点」(生命保険経営第63巻第5号142～161ページ、生命保険経営学会、1995年9月)

山下「保険法」有斐閣

消費者向け研究報告解説

研究報告「生保約款における不慮の事故の定義について」の解説

消費者の方々にとって何故保険の約款つまり保険の契約書に「不慮の事故」の定義があるのか、ピンとこない方がほとんどでしょう。しかし、死亡や身体障害の原因が病気(内因)なのか、「不慮の事故」(外因)なのかによって保険金額あるいは給付金額が異なることがあるのです。

代表的な例は、

災害割増特約(不慮の事故で死亡すると保険金額が増額して支払われる特約)

傷害特約(不慮の事故で、手足を欠損したりすると給付金が支払われる特約)

などになります。災害割増特約がついている生命保険では「不慮の事故」が原因で死亡された場合の保険金額が、数千万円異なることがあるわけです。勿論、損害保険では、不慮の事故が原因かどうかの判断は保険金の支払可否そのものに直結する部分です。今回は、報告書で損害保険の話は一部しか触れられていませんが、約款における「不慮の事故」の定義は生保以上に重要になるわけです。

生命保険業界では、長らく分類提要採用約款が業界統一で採用されてきました。しかし、研究報告書にも記載されているように、この方式の約款の定義にいくつかの問題が指摘され批判もされました。当然のことながら不慮の事故の認定に関してしばしば裁判で争われる状況でした。

具体的な裁判の争点をパターンに分け以下に示してみます。

- 急激、偶発、外来性の事故に関する解釈や保険会社の運用に対する係争
- 内因、外因が競合する場合に発生する係争(入浴中に病気の発作で溺水)
- 分類提要の中にある不慮の事故免責(個別的に不慮の事故の取り扱いをしない免責事例が約款に記述されている)に関する係争(医療過誤は全て不慮の事故の認定外)

などです。

また、最近ではこれらの係争について最高裁の判例が相次いで出され、約款の不備も指摘されるようになっていたわけです。したがって、生命保険会社は各社で、「不慮の事故」の定義の見直しをせまられているわけです。

研究報告では、業界に先駆けて定義の見直しを行った会社の約款を紹介しその意義を報告しているわけです。紹介した見直し約款がある意味業界へ指針を示したことになるとともに、リサーチレビューの報告書自体が業界の歴史の1ページを解説する資料として意義あるものになると考えています。

消費者の方々にとって、「不慮の事故」の約款は身近に感じることのできない話かもしれませんが、生命保険業界に大きな実務的影響を与えるということをご理解いただくと幸いです。

なお、約款は文章であり、どのようにわかり易く記述したとしても完全ではありません、新たな約款にも解釈運用の問題が将来発生し裁判で争われるかもしれません。そのような例を通して、見直しの意義や価値が確実に社会や研究者の間で評価されていくものと考えます。。

なお、この分野の問題に関してよく論議されるのは

1)近年の最高裁判決の動向

平成13年最高裁判決(亀山意見付)

平成19年最高裁判決 3例

注:近年消費者に過度な外因死の証明義務を負わせるこれまでの地裁・高裁(下級審)の判断を否定する判例が相次いでいます。

2)内因、外因の証明は、保険金給付金の請求者側か保険会社側のどちらなのか

注:請求者側は死亡様体(俗に死に様)が、外因の様体であればよく、保険会社が不慮の事故を否定する場合は、保険会社側が内因死である証明をする必要があるとの判断が出されています。

3)入浴に関連した溺水死亡を巡る係争

注:高齢者が増え、入浴中の溺水死亡が増えています。単なる溺死なのか、病気の発作が原因で溺水されたのか係争になるケースがよくあります。

などがあります。それぞれ様々な議論があり、今後個別研究テーマとして取り上げたいと考えています。